



新 年 に あ た っ て

岐 阜 県 労 働 委 員 会
会 長 籾 山 錡 吾

日本の経済がデフレに振れ込んでから、もう長い時間が過ぎ去ってしまいました。政府は、霞ヶ関であると藪田南であるとを問わず、この難事から脱出する妙薬を探し求めて努力しているように見えます。

労働政策に限定して考えますと、派遣労働者問題をどうするのかという難問があります。霞ヶ関の政府の本心は、労働者派遣事業の禁止にあるのかもしれませんが。そのようにしか考えられない発言も、聞こえてくるからです。しかし、冷静に考えてみてください。すべての労働者が正社員であったことは、かつて一度もあったことはないのです。臨時工、季節工、短期労働者、パート、アルバイト、契約社員など正社員ではない労働者が、存在していましたし、現に存在しています。派遣労働者は、正社員でないという意味では、これら労働者と同じグループに属する人々です。

しかし、実際に労働する現場の企業に雇用されていない労働者だという意味では、派遣労働者は、その他の非正規の労働者からは区別されます。若者達が、企業に過度に拘束されず、ある程度の自由をも享受できる働き方として派遣労働者となることを選択したという側面もありました。働き方の一層の多様化という政策的な掛け声は、国会での議論すらをごく低調なものにしてしまいました。その後派遣業は、三次産業の柱にまで成長しました。これに依存する労働者は、大勢います。また、これなくしては、企業の経営も難しくなっています。

従って、この業界を雇用の分野から締め出すというようなことは、もう不可能だと思ってください。昔のことですが、ドイツのニキーシュという大労働法学者が労働関係は雇用契約によらずとも存在することができると主張していました。これを現代風に翻訳すると、自分が雇用していない労働者であっても、自分のところで働いている労働者に対して使用者としての責任をどの様に、どの程度負うべきかということになるでしょう。偽装請負だというような、法律家としてはいささか問題な議論の仕方ではなく、派遣元会社のみならず、派遣先会社の使用者責任の着実な拡大という方向での議論を切望したいと思っています。

最後に、県民の皆様の生活が安らかでありますよう、合掌いたします。

活動報告

1 審査事件について

平成22年1月から12月までの間に申立のあった不当労働行為救済申立事件は1件、前年度から係属中の事件は2件で、取扱状況は次のとおりです。

事 件 番 号	申 立 者	業 種	請 求 する 救 済 内 容	終 結 状 況	審 査 委 員
	申立年月日			終結年月日	参 与 委 員
21 - 1	労働組合	教 育 業	不利益取扱いの禁止 バックペイ 不誠実団交の禁止 支配介入の禁止 ポスト・ノーティス	係 属 中	靱山、秋保
	21.5.18				(労) 豊田、高田 三尾 1 栗本 2 (使) 熊田、家田
21 - 2	労働組合	サービ業	団体交渉応諾 ポスト・ノーティス 不誠実団交の禁止 不利益取扱いの禁止 バックペイ	係 属 中	廣瀬、神谷 平野
	21.11.9				(労) 三尾、高田 (使) 熊田、日比
22 - 1	労働組合	福 祉 業	団体交渉応諾	係 属 中	平野、靱山 神谷
	22.8.31				(労) 豊田、畑 (使) 伊藤、柳原

1 事件担当の前任委員、 2 事件担当の後任委員

(1) 21 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- ・労働組合役員に対する昇給延伸及び本件外懲戒処分にかかる教科担任外しが不利益取扱いの不当労働行為に、さらに昇級延伸の撤回及び教壇復帰を議題とする団体交渉を、経営の専権事項、あるいは裁判で係争中であることを理由に拒んだことが団体交渉拒否の不当労働行為に、職員会議等における組合活動への言及等が組合の弱体化を意図した支配介入の不当労働行為であるとして救済申立がされた。

イ 審査の状況

- ・平成22年12月末日までに委員調査を2回、和解協議を5回、審問を9回実施し、最後陳述書の提出をもって平成22年12月27日に結審した。救済命令等発出に向け手続中である。

(2) 21 - 2 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- ・組合員の賃金減額問題の解決及び労働条件に関する労働協約の締結を議題とする団体交渉を、業務多忙であるなどとして拒んだことは、団体交渉の不当労働行為であるとして救済申立がされた事案。さらに、その後行われた団体交渉が不誠実であるとして、また、その後組合員に対し行われた更なる賃金の減額及び解雇が不利益取扱いの不当労働行為であるとして、追加の救済申立がなされた。

イ 審査の状況

- ・平成22年12月末日までに委員調査を5回、審問を3回実施し、平成22年11月22日の最後陳述をもって結審した。救済命令等発出に向け手続中である。

(3) 22 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- ・組合員の退職に至る過程において受けたパワーハラスメントに対する謝罪を議題とする団体交渉を、組合加入前に雇用契約が終了していたという理由で拒否したことは、不当労働行為であるとして救済申立がされた。

イ 審査の状況

- ・平成22年12月末日までに委員調査を3回実施し、引き続き審問を行う予定である。

2 調整事件について

平成22年1月から12月までの間に申請のあった調整事件はあっせんが4件で、取扱状況は次のとおりです。

事 件 番 号	申 請 者	業 種	調 整 事 項	調 整 回 数	終 結 状 況	調 整 員
	申請年月日				終結年月日	
22 - 1	労働組合 22.3.18	製 造 業	(あっせん) 解雇撤回	-	不 開 始 22.3.29	
22 - 2	労働組合 22.3.24	運 輸 業	(あっせん) 団体交渉の促進 賃下げの撤回	-	不 開 始 22.4.2	
22 - 3	労働組合 22.9.13	運 輸 業	(あっせん) 表彰金の取扱い 団体交渉の促進	-	解 決 (取下げ) 22.11.8	(公) 靱山 (労) 高田 (使) 日比
22 - 4	労働組合 22.12.24	サービ 業	(あっせん) 退職誘導による損害 賠償金の請求 退職までの逸失賃金 の請求 休業手当の支払請求 有給休暇の買取り 家賃・光熱費などの 返還請求	1	打 切 り 23.2.4	(公) 神谷 (労) 畑 (使) 熊田 (事) 河内

(1) 22 - 1 争議

ア 申請の概要

- ・組合員の解雇撤回を求めて団体交渉を行ったが、話し合いが進展しないため、組合側があっせんの申請を行った。

イ 終結の状況

- ・会社側にあっせんに応じる意思がないため、不開始となった。

(2) 22 - 2 争議

ア 申請の概要

- ・賃下げの撤回を求めて団体交渉を申し入れたが、会社側は「組合員氏名を明らかにすること」を条件として団体交渉を拒否したため、組合側があっせんの申請を行った。

イ 終結の状況

- ・会社側にあっせんに応じる意思がないため、不開始となった。

(3) 22 - 3 争議

ア 申請の概要

- ・平成22年度の表彰金の支払い及び次年度の内容の決定について団体交渉を行ったが、話合いが進展しないため、組合側があっせんの申請を行った。

イ 終結の状況

- ・あっせん申請後に自主交渉により和解したため、取下げとなった。

(4) 22 - 4 争議

ア 申請の概要

- ・派遣会社に勤務する労働者が、有給休暇の取得請求により、解雇を誘導され退職となった。その後労働組合に加入し団体交渉を行ったが、交渉に行き詰まったため、組合側があっせんの申請を行った。

イ 終結の状況

- ・あっせんで労使双方の主張を十分に聴取し、話合いを行ったが、労使間の主張の隔たりは大きく、あっせんによる労使の歩み寄りには困難と判断されたので、あっせんは打切りとなった。

3 個別的労使紛争事件について

平成22年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は4件で、取扱状況は次のとおりです。

事件 番号	申出者 申出年月日	業種	あっせん事項	あっ せん 回数	終結状況 終結年月日	あっせん員
22 - 1	労働者 22.3.30	製造業	不当解雇に対する損害賠償金の支払請求 退職金の支払請求 時間外手当の支払請求 休業手当支給による給与カット分の支払請求 退職日の変更	2	解決 (あっせん案受諾) 22.6.8	(公)廣瀬 (労)三尾、畑 (使)家田、柳原
22 - 2	労働者 22.6.22	製造業	賃金の減額について配置転換の見直し降格による減給分の支払請求 その他支払請求	2	解決 (あっせん案受諾) 22.7.26	(公)初山 (労)栗本 (使)伊藤
22 - 3	労働者 22.7.15	小売業	解雇予告手当金の2ヶ月分の支払請求	1	解決 (あっせん案受諾) 22.8.10	(公)秋保 (労)豊田 (使)熊田
22 - 4	労働者 22.12.21	運輸業	労災治療中の障害慰謝料・後遺障害の慰謝料及び逸失利益の支払請求 9日分の休業補償金の支払請求	1	解決 (あっせん案受諾) 23.2.7	(公)平野 (労)豊田 (使)柳原

4 労働相談について

解雇や賃金など個別的な労使紛争でお困りの方を対象とした労働委員会委員による労働相談を行い、平成22年中に7件の相談を受けました。

場 所	岐阜県庁
労 使 区 分	労働者(7)・使用者(0)
相 談 項 目	賃金未払い、賃金・配置転換、休業手当、労働時間・休日、 降格・大幅減給、請負条件・請負代金、会社とのトラブル

編集・発行

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL (058)272-8792

FAX (058)278-2832

HP [http://www.pref.gifu.lg.jp/
kakushu-iinkai/rodo-iinkai/](http://www.pref.gifu.lg.jp/kakushu-iinkai/rodo-iinkai/)

E-mail c16501@pref.gifu.lg.jp

